# 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-3 : 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手 当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の3の項東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	東京都重度心身障害者手当条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別 児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する 児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に 著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給するこ とにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする 。	第1条 この条例は、心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な 介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当を支給する ことにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とす る。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和48年東京都規則第141号)市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	東京都重度心身障害者手当条例第4条同条例施行規則第6条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号化	東京都重度心身障害者手当条例第4条同条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶 養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶 養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号口	東京都重度心身障害者手当条例第4条同条例施行規則第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る 住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	東京都重度心身障害者手当条例第10条同条例施行規則第14条	
事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第5条(同令第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	東京都重度心身障害者手当の届出に係る事実についての審査 に関する事務	
特定個人情報1	特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項2号	東京都重度心身障害者手当条例第10条同条例施行規則第14条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に 係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に 係る道府県民税に関する情報	
備考			

## 届出情報

届出日	2016年10月11日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.